

居宅サービスにおける出張所等（サテライト）の設置について

平成24年3月 三重県長寿社会室
 平成27年3月 三重県長寿介護課 改定
 平成27年11月 三重県長寿介護課 改定

指定居宅サービス事業所の指定は、原則としてサービス提供の拠点ごとに行うものですが、例外的に、厚生労働省解釈通知において、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等であって一体的な管理ができるものに限り、「事業所」に含めて指定することができる取扱いとなっています。

平成24年3月に、本県における出張所等（以下「サテライト」という。）の設置の要件について、対象となるサービス種類を「訪問介護・訪問看護・訪問リハビリ・通所介護」として整理し、平成24年4月1日以降の設置に適用してきましたが、このたび（平成27年11月）、「通所介護」については、新たに「通所介護事業所におけるサテライトの設置について」として整理し、平成28年1月1日以降の設置に適用することとしました。

「訪問介護・訪問看護・訪問リハビリ」については、引き続き、下記の要件を満たす事業所に限り、サテライトの設置を認めることとします。

1. 設置できる地域の範囲

次のいずれかの地域に限る。

(1) 離島振興地域

- (2) 山村振興地域で、主たる事業所から自動車等による移動に要する時間がおおむね20分以上30分未満の地域。ただし、訪問看護及び訪問リハビリについては、医療ニーズの高い利用者に対する安定的なサービス提供を確保する観点から、主たる事業所から自動車等による移動に要する時間がおおむね20分以上30分未満の地域であれば、山村振興地域以外であっても設置可能。

(参考) 各サービスにおける設置できる地域の範囲

	訪問介護	訪問看護	訪問リハビリ
(1) 離島振興地域	○	○	○
(2) 山村振興地域	○ <small>※主たる事業所から自動車等による移動に要する時間がおおむね20分以上30分未満に限る。</small>	○ <small>※主たる事業所から自動車等による移動に要する時間がおおむね20分以上30分未満に限る。</small>	○ <small>※主たる事業所から自動車等による移動に要する時間がおおむね20分以上30分未満に限る。</small>
(3) (1)(2)以外の地域	×	○ <small>※主たる事業所から自動車等による移動に要する時間がおおむね20分以上30分未満に限る。</small>	○ <small>※主たる事業所から自動車等による移動に要する時間がおおむね20分以上30分未満に限る。</small>

○・・・設置可 ×・・・設置不可

2. 設置数

原則、1とする。

ただし、訪問看護については、設置数に制限を設けないものとする。(※)

(※)平成27年3月の改定で追加。

3. 人員に係る要件

- (1) 主たる事業所単独で各サービスの人員基準を満たしたうえで、サービス提供に必要な適当数を配置すること。
- (2) サテライトの職員は、非常勤職員のみでも可能とするが、各サービスごとに、以下の職種の者を必要数配置すること。

サービス種類	職種	員数
訪問介護	訪問介護員	1名以上
訪問看護	保健師、看護師、准看護師	1名以上
訪問リハビリ	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	1名以上

- (3) サテライト単独で、事業所としての人員基準を満たすことが可能となった場合は、事業所として指定を受けること。

4. 設備に係る要件

- (1) サテライトの設備については、事務室のほか、サービスの提供に必要な備品（感染症予防のため、手指洗浄の設備や個人情報記録のための鍵付き書庫等）を整備すること。
- (2) 事務室については、当該業務の専用の区画として確保されており、事業所の関係者以外の者が自由に立ち入ることができないよう施錠することができるものであること。

5. 運営に係る要件

- (1) 管理者は、サテライトにおけるサービス提供状況について把握するとともに、適切な指導を行うこと。
- (2) 管理者は、サテライトにおける備品の状況・衛生面等についての適切な管理を行うため、定期的に訪問を行うこと。
- (3) 利用者の利用申込や重要事項説明書等の交付等の調整については、主たる事業所で一元管理を行うこと。

6. 手続き

サテライトの設置については、事前協議制とし、原則、設置日（毎月1日）の1か月前までに、県長寿介護課へ連絡し事前協議を行い、設置後に変更届を提出すること。

新規指定時にサテライトを併せて設置する場合は、原則、指定予定日（毎月1日）の2か月前までに、県長寿介護課へ連絡し事前協議を行い、事前協議終了後に新規指定申請書を提出すること。